

大規模の修繕等が行われたマンションに対する
固定資産税の減額の規定の適用に係る申告書

令和 年 月 日 大阪市長	納税義務者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話 ()
		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	フリガナ

大阪市市税条例附則第22条の4第1項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在			
家屋番号		種類	
構造		床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月 日 平成	人の居住の用に供する部分の床面積	m ²
工事が完了した年月日	令和 年 月 日		
備考（工事が完了した日から3月以内に提出することができなかった場合は、その理由）			
※処理	台帳異動	評価異動	提出書類等
※決裁	令和 年 月 日		
	課長代理	係長	係員

※印の欄は、記載しないでください。

- (注1) 申告書には必要書類を添付してください。（必要書類については裏面をご参照ください。）
(注2) 申告書を提出する日が、工事が完了した日から3月を経過している場合は、申告書を提出できなかった理由を記載してください。

申告書に添付する必要書類（原本又は写しを添付してください。）

1 大規模の修繕等証明書

次のいずれかが証明したもの

- ・ 建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士
- ・ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

2 過去工事証明書

次のいずれかが証明したもの

- ・ 建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士
- ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第5号に規定するマンション管理士

3 専有部分の個数を確認できる書類（設計図書 等）

4 次に掲げるマンション区分に応じたア又はイの書類

ア 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合

助言・指導内容実施等証明書（当該助言又は指導を行った市長が証明したもの）

イ 管理計画認定マンションの場合

(ア) 修繕積立金引上証明書

次のいずれかが証明したもの

- ・ 建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士
- ・ マンションの管理の適正化に関する法律第2条第5号に規定するマンション管理士

(イ) 認定通知書（マンションの管理の適正化の推進に関する法律法施行規則第1条の6）又は
変更認定通知書（マンションの管理の適正化の推進に関する法律法施行規則第1条の11）